

資料 3  
練馬区基本構想審議会  
平成 20 年 4 月 24 日

(写)

20 練企企第 20009 号

練馬区基本構想審議会

練馬区基本構想審議会条例（平成 20 年 3 月練馬区条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

平成 20 年 4 月 24 日

練馬区長 志村 豊志郎

記

新練馬区基本構想に盛り込むべき内容について諮問いたします。

なお、「練馬区の将来像を考える区民懇談会」の報告等を踏まえ、総合的および専門的見地から、ご審議いただくようお願いいたします。